

中国近現代史で『民主主義』を疑う

水羽信男

本書は一九七〇年前後に生まれた四〇歳前後の気鋭の研究者が、学問的な領域を超えて「憲政」をキーワードに編集した論文集である。この三人の要請に応じた中国語圏の執筆者は、徐躍（四川大）、薛化元（政治大〈台湾〉）、周永坤（蘇州大）の三氏、学界で実力の認められた五〇〜六〇歳代のベテランたちである。本書は国際的・学際的な共同研究の成果であり、JFE二一世紀財団および三菱財団からの研究助成に基づき、定期的な勉強会を経て生み出された。文系の研究を進めて行く条件は現在けつして良くないが、しつかりとしたテーマを掲げ実働的な研究組織をつくれれば、競争的な外部資金を獲得でき、出版社の支援も得られることを著者たちは身をもって示した。いうまでもなく基礎的な学問を持続的に深める

ためには、公的で潤沢な研究費の裏付けが必要だが、著者たちは現状を突破するためのひとつの可能性を示したといえよう。

評者には憲政研究をめぐる、ひとつの思い出がある。五、六年前に北京で開かれた研究会に参加したときのこと、ある高名な中国人研究者が、中国近代史において憲法に実効性はなく、「机上の空論」でしかなかったと発言し、あっけにとられたのである。彼は中国の民主化を論じるには、もっと相応しいテーマがある、と主張したかったのかも知れない。だが、最近では中国でも憲政をテーマとする研究が進展しつつあり、時代は変わった。日本でも本書の訳者のひとり吉見崇らをはじめとして、憲政をめぐる研究が活性化しつつある。本書は学界をリードし、

石塚迅・中村元哉・山本真編
憲政と近現代中国
— 国家、社会、個人 —



A5判 190頁
現代人文社発行／
大学図書発売 [2625円]

研究のフロンティアを切り拓くものである。

とはいえ条文の解説や憲法に関わる新事実を発掘するだけでは、学界という狭い「蛸壺」を脱して、広く国民に研究成果を還元することはできない。まして日本人が日本で公開する研究においては、なぜ中国の憲政について論じるのか、という問いに答えることが、極めて重要となる。本書では、この問いに対して「序」と各部冒頭の「研究の視角と方法」において、丁寧かつ明確に答えている。それを一言でいえば、議会であれ、政府であれ、あるいは民衆運動やマス・メディア「世論」であれ、あらゆる権力から個人を守るという課題にとって、民主主義

は万能なのか、という問いかけになろう。つまり多数決原理が民主主義にとつていかに重要であれ、そこに「赤信号みんなで渡れば怖くない」という危険性が含まれていることを自覚しなければ、結局は個の尊厳を守るという建前は絵空事となるのである。その意味で、誰も侵すことのできない人権を憲法によって守るという立憲主義は、著者たちが言うように、ときに民主主義と厳しく対立する。憲政（立憲主義）と民主主義の緊張関係を問うことは、中国に限らない普遍的な課題なのである。

こうした本書の問題意識は、現実社会と正面から向き合おうという覚悟に支えられていることで、一層説得的である。たとえば「立憲主義か民主主義か」という問いに唯一の正しい解など無く、我々一人一人が「自らの信念に基づいて」答えるかしかない、という石塚の言葉に、評者は学問に対する真摯さを感じ、強く啓発された（一七三頁）。たしかに「覚悟」を声高に叫ぶことと、その著者の論文の質とは無関係である。評者も本書を問題

意識の深さからのみ論じるつもりは、毛頭ない。だが評者は、書き手の好事家的な興味しか伝わらない論文に、さしたる関心を持たない。

本書は憲政問題を真正面から事実に即して論じることによって、これまで光の当たらなかつた中国近現代史の一面を明らかにした。この特徴を導くために本書は三部構成をとり、第一部「政治史からのアプローチ」に「近代中国憲政史における自由とナショナリズム——張知本の憲法論と中華民国憲法の制定過程」（中村）、「憲法の制定から憲法の施行へ——

「政協憲草」とリベラリストの憲政主張（一九四六—一九七二）（薛）を、第二部「社会史からのアプローチ」に「新式学校の設立と郷村の慣習・民俗をめぐる文化摩擦——清末新政期、四川省における廟の樹木の伐採問題」（徐）と「一九四〇年代、四川省における地方民意機関と秘密結社」（山本）を、第三部「憲法学からのアプローチ」に「紆余曲折の中国憲政研究六〇年——『人民日報』掲載論文を手がかりに」（周）と、「現代中国の立憲主

中国発行の日本語月刊総合誌

人民中国

People's China 6月号

 人民中国雑誌社 定価400円（税込）
 【年間購読料4800円（税込）】

【特集】四川汶川

大地震から三年◆

山東・寿光―脚光

浴びる中国の一大

野菜基地【連載】

革命史跡を訪ね

る③貴州・遵義

―遵義会議会場

跡◆チャイナ・

パワーを読み解

くPartⅡ⑥中国の力も借りた復興

計画を◆日だまり⑥長城より運河が有

益？◆中国伝統の技⑧玉と金の結合彫

刻「金鑲玉」◆私のしごと⑪視聴者と番

組をつなぐ「架け橋」テレビ番組キャス

ター◆郭沫若の詩集「女神」発刊九十

周年・郭沫若記念館館長・郭平英さん

『人民中国』は中国で編集・発行される日本語雑誌です。政治、社会、考古、歴史、美術など幅広い分野の情報を満載。見本誌贈呈。

 〒03（3937）0300（東京書店）
 二〇一〇年一月号より『人民中国』デジタル版をUJiBOOKで販売しています。サンブル版の試し読み（無料）もできます。

<http://www.fujisan.co.jp/magazine/1385>

義と民主主義——人民代表大会の権限強化か違憲審査制の導入か(石塚)を、配置するものとなった。

第一部では従来の研究が着目してきた在野の反政府的な憲政思想ではなく、執政党である国民党内の憲政論者である張知本と雷震をとりあげている。中村と薛は、国民党系の知識人の国家制度の設計について、「中華民国憲法」の形成・実施過程に即して、一九三〇年代から七〇年代までを議論したのである。この二編の論文からは、一般的に儒教的な一党独裁の面が強調される国民党が有した、リベラルで普遍的な要素について知ることができる。また中村・薛ともに、国際的な思想潮流との関連も視野にいれることで、より深い歴史理解を導いた。

第二部では憲法そのものではなく、憲政実施の準備としての教育の普及および民意機関の開設が社会の現実とどう関係したかを、従来の研究がほとんど使用しなかった(あるいは使用できなかった)地方文書や口述史料を駆使して議論している。徐と山本の着眼点は、この憲政実施

準備がもたらした地方社会の混乱にあり、憲政を受け入れる社会的基盤の形成の困難さについて、伝統中国との関連から実証的に問題提起をおこなった。特に議会的な機関の設置が、むき出しの欲望を後押した事実を描く山本論文は示唆的である。

第三部では、これまでの歴史研究者の論文に加えて、法学者の論文二編が収録され、極めて刺激的な議論が提起された。石塚と周は主として人民共和国期をとりあげ、狭義の立憲主義^{II}個人の基本的な人権を守る思想の定着が、レーニン主義的な政党のもとでいかに困難であるのかについて理論的に論じたのである。同時に今日の中国における変化の兆しについても、説得的な議論を提起している。また周の『人民日報』データベースの数量分析は、方法的にユニークであった。

総じていえば、本書からは中国においても立憲主義を定着させようとする真摯な努力が、今日まで継続していることが知られる。同時にその努力を阻むものは一党独裁に基づく政党国家システムだけ

でなく、民衆の側の法意識や権利意識にもあることが示唆されている。日本を含むアジアの憲政問題を、中国という場から考える視座が提起されたといえよう。中国の「特殊」な「専制主義」的要素を指摘するだけでは、中国を理解することにならないのは、本書の成果からも明らかである。

最後に評者の感想を二点に絞り、羅列しておく。一点目は「近現代史」という本書に頻出する用語に関わっている。たとえば憲政の近代はいつ始まるのだろうか。一九一一年、一九二八年、一九四九年の三つの革命は、憲政史において、どのような意味を持つと考えるべきなのだろうか。あるいは右の時期区分は、「革命史」にこだわらずすぎかも知れない。とすれば憲政史として、いかなる指標で近代と現代とを時期区分すべきなのだろうか。具体的にいえば中村論文が扱う一九三〇・四〇年代と、石塚論文とが扱った今日における憲政史上の課題は同じなのか、あるいは異なるのか。異なるとすれば、その違いは時期区分とどう関連する